

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画に係る
利害関係人の意見聴取について（お知らせ）

令和 7 年 4 月 1 日
一般社団法人京都府農業会議
（農 地 中 間 管 理 機 構）

「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、農地中間管理事業において、担い手等が農地中間管理機構から借り受ける農用地利用集積等促進計画を定めるに際し、「地域計画」区域外の農地については、計画案について、あらかじめ利害関係人の意見を聴取することが規定されています。

京都府農業会議では、利害関係人の意見聴取について、ホームページに農用地利用集積等促進計画の案を一定期間掲載し、意見を聴取する方法を採用しています。

具体的には、別紙例示のとおり、促進計画毎に促進計画を掲載し、農業会議の電子窓口や FAX 等で意見の提出を求めます。

なお、意見を聴取する利害関係人とは、促進計画に定める農地のある地区（大字、集落）において、農地の借受けを希望する者や当該地区の実情を熟知する者（集落の代表者等）をいいます。